

令和5年1月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和5年1月27日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
松原圭子委員
- 5 傍聴者
1名
- 6 出席した事務局職員
事務局次長、課長補佐、主事
- 7 議題等
第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
報告事項1 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告事項2 非農地判断について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより1月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」が1件、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。</p>

会 長	<p>それでは早速ですが、第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第4条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第1号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
若杉 満 委 員	<p>1月20日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、長久手高校グラウンドから東へ約300メートルに位置しており、東側は宅地、西側及び南側は市道で、南側は長久手市との市境になっています。北側は水田になっており、申請者が耕作しています。</p> <p>申請内容としましては、東側敷地に予定されている2棟の単身向けの共同住宅のための駐車場の設置で、入居者15戸分のほか、来客用や趣味用の予備駐車場として4台を計画しており、建築予定地内で不足する13台分の駐車場を隣接する本申請地に設置するものです。現況としては既に駐車場として利用されていることから、始末書の添付がされています。周辺への影響については、申請地北側の農地は申請者の所有であるため、問題ありません。</p> <p>以上のことから調査員としては、許可基準を満たすと判断し許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第1号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>申請地北側は水田とのことですが、水源はどこでしょうか。また、水田はここだけなのでしょうか。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>こんなところで田んぼができるかと私も疑問に思いましたが、図面にも記載されているとおり、農業用水柵からポンプアップして、田んぼ中央にある農業用水バルブから取水しているとのこと。</p> <p>晴丘ではもう一箇所水田をされている方がいます。愛知用水は近くに幹線がありますのでそこから来ています。</p>

会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第1号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第1号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者について」説明します。 この議案は、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について、引き続き農業を行うことにより、申請者が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予を受けるための適格者であることについて、本市農業委員会の承認を得るものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第2号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
水野洋子 委 員	1月20日、松原八壽雄委員、佐藤庸子委員と現地を調査しました。申出地は、1箇所は平子町地内で城山街道茅池交差点を北進し、老人ホーム敬愛園を過ぎた角を左折し約400メートル北進したところに位置しています。他の2箇所は城前町地内で、城山街道城山公園交差点の南東約140メートルに位置しています。現地は農地としてしっかり管理が行き届いており、申請者は農業機械も揃っていて、一部作業委託等をしながら農業を継続していくとの事でしたので、引き続き農業経営をすることについて問題はないと判断しました。以上のことから、調査員としては証明して差し支えないと考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第2号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 第2号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第2号議案については、証明することに決まりました。

会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項1「農地法第5条の規定による届出の専決について」、報告事項2「非農地判断について」、事務局より報告をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、報告事項1「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条による届出が、4件で1,015平方メートル、主な概要は、瀬戸川町地内ほかで一般個人住宅2件、集合住宅2件です。これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p> <p>続きまして、報告事項2「非農地判断について」、説明させていただきます。</p> <p>この報告は、利用状況調査により判明した遊休農地のうち、「再生利用困難な農地」について、非農地に該当するものとして農業委員会が客観的に判断するものです。今回、非農地判断をしてほしい旨の願出があったことから、非農地判断を行うため、調査委員と協議を進めておりましたが、その後、願出者から取下げの申出があったため、非農地判断はしないこととなりましたので報告します。報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>補足になりますが、実際に所有者に確認したところ、可能であれば南側に隣接する農地と併せて処分したいとの意向であり、今すぐに非農地判断をして欲しいわけではないとの事でした。また、タケノコを収穫して販売したりしていることから、全く管理がされていない竹林というわけではありません。</p>
会 長	<p>今後同じように非農地判断していく必要があるとすると、非農地判断の基準や竹林の取扱いについて、協議が必要になってくると思います。仮に非農地判断してほしくないという申出があった場合はどうなりますか。また、一方的に非農地判断をすることについて問題はありますか。</p>
事務局	<p>現在はまだ実施体制が整っていませんが、次年度以降には、非農地判断を見据えた農地パトロールを検討していく必要があると考えます。また、国の見解では、非農地判断に当たっては所有者の意向は関係ないとされており、非農地判断をした場合、所有者に対して非農地通知書を発出しますが、実際に地目変更登記がされるかは所有者の判断に委ねられることとなります。</p>

森下幸夫 委 員	こういった土地の地目が変わるのであれば、地主にとってはいいことだと思えますね。
水野政起 委 員	遊休農地になったところを放置して、時間が経過すれば非農地化できるという認識にならないか心配です。
事務局	今ある再生困難な農地を非農地判断により減らしていき、今後は新たに荒廃化しないよう指導していくことで、防げると考えます。
若杉 満 委 員	中山間地や過疎地域では荒廃した農地が多いので、こういった手続きが必要になってくると思います。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は2月28日(火)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもって本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>